

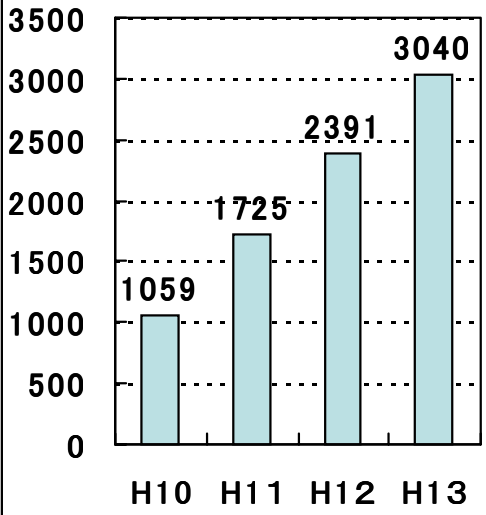
大学における知的財産の取扱いの在り方について

平成14年10月30日

文部科学省

大学の知の創出と活用

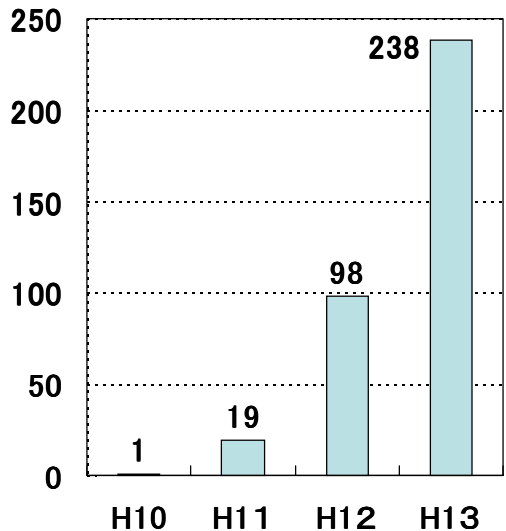
○ 大学における発明実績



- ・大学の発明数は着実に増加(国立大学)
(H10→H13 約3倍)
- ・大学の組織的取組
- ・研究者の発明に対する意識の向上

H13
 国有:個人有=414件:2626件
 (14%) (86%)
 国有特許国内出願件数 265件

○ TLOの特許実施実績



- ・平成10年TLO法制定
- ・承認TLO27機関
(平成14年9月現在)
- ・特許等の実施許諾件数は飛躍的に増大
- ・特許出願件数も増
(H10~H13累計2,361件)

○ 大学発ベンチャー創出実績

年度	創出社数	注
H12年	127社	(8月までの累計)
H13年	251社	
H14年	424社	

- 国の大学発ベンチャー創出支援
- ・大学発ベンチャーを目指す研究者への技術開発費の助成
 - ・大学発ベンチャーの国立大学施設使用を可能に
 - ・国立大学教官の役員兼業手続の簡素化・迅速化

《例》

○ 大阪大学の研究成果による大学発ベンチャー

- ◎ アンジェスエムジー(株)(平成11年設立)
- ・肝細胞増殖因子(たんぱく質製成遺伝子)を利用した足の壊死、心筋梗塞などの治療薬開発
- ・大阪大学教員が役員を兼業

○ 大学発の創薬ベンチャーとして国内初の上場 (平成14年9月25日)

大学における知的財産の取扱い

～個人帰属から機関帰属への転換～

◎ 基本的考え方

<現 状>

ルール:原則として発明者個人に帰属

問題点 (学術審議会答申 昭和52年)

- ・ 大学の組織としての対応困難
- ・ 個人が特許取得・維持費を負担
- ・ 活用相手方の発掘の困難性

- 知的財産の死蔵化
- 研究成果の社会還元が不十分

<今後 (法人化後) の方針>

ルール:原則として機関に帰属

利 点 (科学技術基本計画 平成13年3月)

- ・ 発明の発掘・権利化の組織的対応可能
- ・ 個人帰属の問題点を解消
- ・ 企業等との交渉の一元化・円滑化

- 知的財産の有効活用
- 研究成果の社会還元を実現

○ 機関帰属に伴い大学に求められる4つのポイント

- ① 明確な知的財産ポリシーの確立
- ② 大学の自由な発想に基づく全学的マネジメント体制の整備
- ③ 知財専門人材の確保
- ④ 効果的・効率的な活用体制の強化

○ 大学知的財産本部整備事業

- ・ 大学の自由な発想に基づく新しいマネジメント体制
- ・ 民間企業経験者等の外部人材の積極的活用
- ・ TLO等外部組織との連携強化 等

米国の大学における知的財産の取扱いについて

○ 米国の大学においては、個々の大学でその活動によって生じた知的財産の取扱いについての考え方（パテントポリシー、知的財産ポリシー）を定めており、これに基づき知的財産に関する活動が実施されている。

《米国の主要大学の取組の例》

	マサチューセッツ工科大学(MIT)	スタンフォード大学
パテントポリシーの主な内容	<p>「MIT Policies and Procedures 等に規定」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象：教職員、学生、大学のプログラムに参加する全ての者 ・発明の開示義務：大学の資金・施設を相当程度使用して生じた知的財産を担当部署に報告 ・発明の帰属：大学に帰属 ・実施料の取扱い：大学と発明者で配分 	<p>「Research Policy Handbook 等に規定」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象：教職員、学生、大学のプログラムに参加する全ての者 ・発明の開示義務：大学での活動で生じた発明等を速やかに大学に開示する ・発明の帰属：大学に帰属 ・実施料の取扱い：大学と発明者で配分
知的財産を扱う主な組織	<ul style="list-style-type: none"> ・Committee on copyrights and patents (特許・著作権委員会) がポリシーを作成 ・研究契約の交渉は office of sponsored programs ・発明の開示、ライセンス等の決定は technology licensing office 	<ul style="list-style-type: none"> ・Board of Trustees (理事会) がポリシーを決定 ・研究契約の交渉は office of sponsored research ・発明の開示、ライセンス等の商業的評価、特許出願の決定は office of technology licensing
実績 (FY98)	<ul style="list-style-type: none"> ・発明報告件数：356件 ・特許出願件数：240件 ・特許件数：95件 ・ロイヤリティ：18.6百万ドル 	<ul style="list-style-type: none"> ・発明報告件数：247件 ・特許出願件数：130件 ・特許件数：86件 ・ロイヤリティ：61.2百万ドル

大学知的財産本部整備事業

～知的財産の戦略的「創出」「取得」「管理」「活用」のため、意欲のある大学を公募の上、先行モデルとして外部人材を活用した体制を整備～

●大学知的財産本部整備事業とは

- 知的財産の原則個人帰属から原則機関帰属への転換を踏まえた体制整備

【ポイント】

- ①全学的マネジメント体制の整備
- ②知財専門人材の確保 など

により、効果的な知財の活用等を図るための機能を強化

- 効率的な体制構築のため外部の優秀な知財専門人材を活用

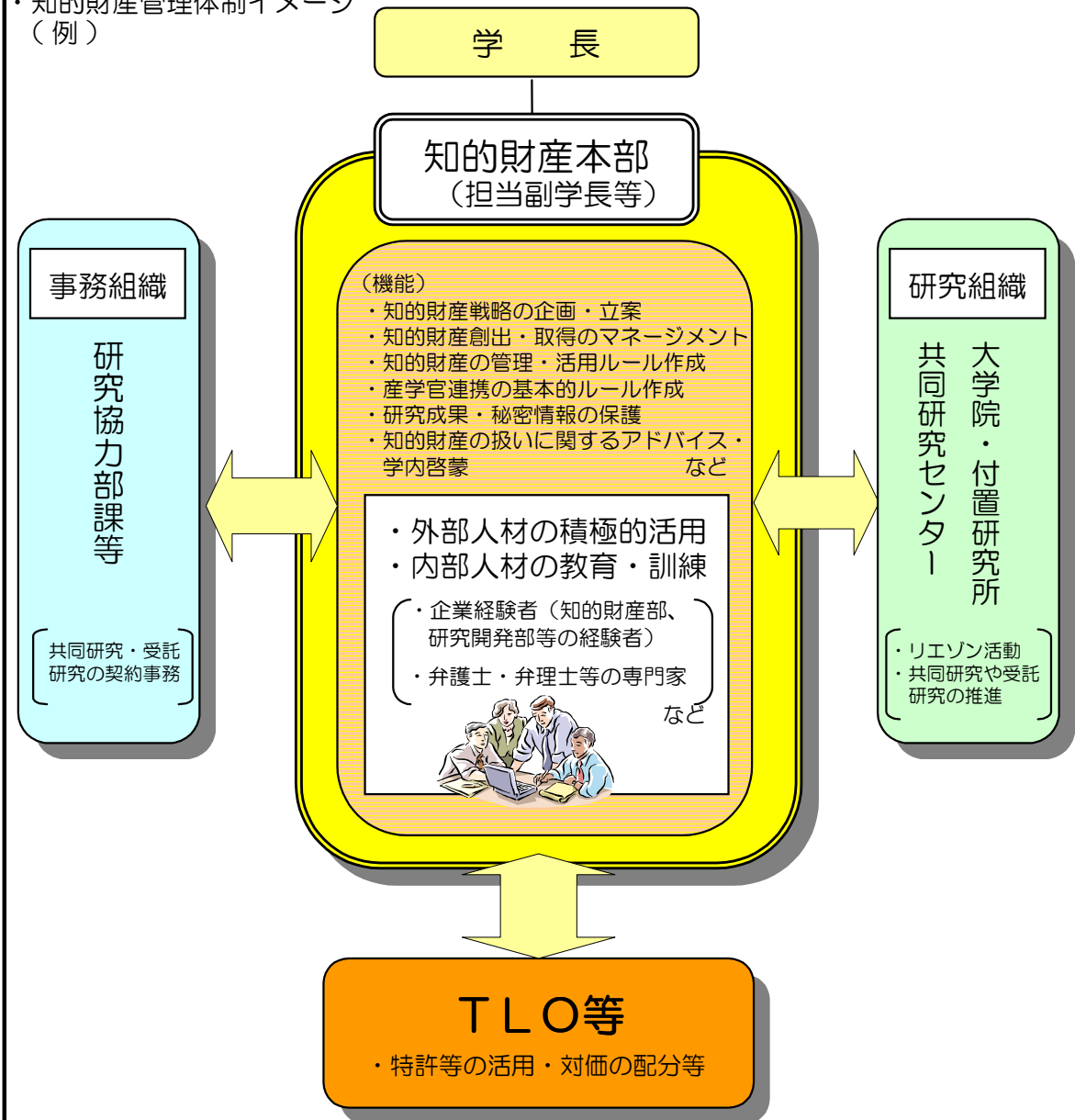
【ポイント】

- ・明確な知的財産ポリシーの策定
- ・知的財産の効果的な活用等のためのTLO等との連携強化 など

- 各大学が最適な体制を主体的に検討

- ・「知的財産本部」の体制は各大学ごとに多様な形態

・知的財産管理体制イメージ（例）



特許取得支援に関する文部科学省と経済産業省の連携について

文部科学省

科学技術振興事業団(JST)
【技術移転支援センター】

- ・ 短期間に研究機関・TLOによるライセンスが見込まれるものではないが、中・長期的な視点から特許の確保が我が国にとって重要と判断されるものに資金を提供
- ・ 特許取得に要した費用は、研究機関・TLOのライセンス実施による収入等に応じて返還

TLOによるライセンスまでの間の権利の帰属については柔軟に対応

支援要請

研究機関・TLO

経済産業省

- ・ 既にライセンス先が確定しているなど、特許取得後に短期間で企業への移転が見込まれるものを支援
(補助率2/3)

- * TLOの自立支援のための活動補助
- * 海外特許出願を対象とする補助*

TLO

特許取得及び維持管理

※国内出願については、産業活力再生特別措置法に基づく特許料減免(1/2)措置あり。

戦略的な特許の取得

知的財産の保護の強化